

公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会

2024 年度

事業計画

■ 協会事業の全体方針

(公財) 横浜市男女共同参画推進協会は、横浜市において男女共同参画を推進していくという公益的使命を果たしていくために、「経営ビジョン」で掲げた「誰もが自分らしく生きられる都市・横浜を創る」ことをめざし、以下の方針のもと横浜市男女共同参画センターの指定管理に係る事業および補助事業を実施します。

1 第5次横浜市男女共同参画行動計画や協約を踏まえた事業の実施

2021年度～2025年度までの第5次横浜市男女共同参画行動計画では、主な推進母体として当協会と横浜市男女共同参画センター3館が明記されています。計画に基づいた事業の実施はもとより、コロナ下を経て、市民生活に潜在化している課題をジェンダー視点から明らかにし行政にフィードバックすること、また社会情勢を踏まえた男女共同参画社会の実現に向け、新たな企画を提案していくことを役割と認識しています。

一方、市との協約において、事業に関しては、①女性としごと応援デスクの年間利用件数、②SNSを活用したデートDV相談の実施、③ハラスメント研修に参加もしくは講師派遣を受けた企業等の数が目標として掲げられており、各協約ともに最終年として、達成を目指し事業を実施します。

2 経営ビジョンを基本とした中期的視野にたった事業の取組

2024年度は第4期指定管理期間の最終年となり、総仕上げの年度です。各館・本部の各事業については、事業分野全体を見渡しての振り返りに基づき、国や自治体、企業等のジェンダー主流化に向けた動向等をも視野に入れながら、横浜市男女共同参画センターの今後の新たな役割を意識した事業を行っていきます。

「経営ビジョン」を基本にしながら、次期指定管理期間に向けた事業分野ごとのアウトカムを検討する場や職員参加型の事業企画検討会を館横断的に進める作業も進めています。次期指定管理期間に向けては、着実なスケジュールを組むとともに、事業の改変を伴う場合は、利用者への理解を得られるよう、ていねいな周知や対応等を行います。

3 さまざまな主体と協働したジェンダー課題の解決に向けた事業の取組

「横浜市男女共同参画センター指定管理業務第三者評価報告書」（令和4年12月）では当協会に対し「男女共同参画施策を推進する“施設”としてのセンターを時代の要請に応じてさらに効果的に活用するとともに、市域における中間支援機能の核として、多様な専門性を有する様々な主体が支え合いながら政策実現に向けて行動できるよう、さらなる役割発揮することを期待する」とされています。市内の企業、大学、関係機関等とのこれまでのつながりをさらに生かすとともに、加えて新たな連携先を開拓するなど、男女共同参画推進の担い手を着実に広げていきます。

4 アウトカム評価の取組と横浜市男女共同参画センターの存在意義の発信

事業企画の立案には、アウトカム（事業のねらいとする変化、効果）を明確にする必要があります。男女共同参画センターが真に社会から求められている役割を常に問い直し、その手段や事業をアウトカムの視点から、絶えず内部で問うていくための評価方法を検討します。

男女共同参画センターの存在が必要である、といった理解者をさらに増やしていくことを目指し、評価結果を施設運営や事業企画に生かしていくとともに、成果を発信していきます。

■ 2024 年度 事業概要

公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会の事業区分

……財団運営……

・評議員会・理事会運営、指定管理者としての連携調整、法人の経営管理に関する業務

……男女共同参画推進事業【公益目的事業】……

- 1 情報事業、2 調査研究・事業開発事業、3 広報啓発事業、4 相談事業
- 5 講座事業、6 協働連携事業、7 男女共同参画推進施設管理運営事業

……その他事業……

有料施設の貸与等、公益目的事業の推進に資する収益事業

I 財団運営

協会本部においては評議員会・理事会の運営事務を行うほか、男女共同参画センター3館の指定管理者として各館事業の連携調整を図るなど、協会の経営管理を統括します。

- (1) 評議員会・理事会の開催、運営に関する業務
- (2) 人事、労務、職員研修に関する業務
- (3) 財務の管理に関する業務
- (4) 指定管理者としての連携調整業務
- (5) 協約に関する業務
- (6) その他の法人の経営管理に関する業務

II 男女共同参画推進事業 【公益目的事業】

1 情報事業

(定款 第4条第1項第1号)

男女共同参画に関する専門ライブラリとして、ジェンダー平等に関するさまざまな情報・資料を収集し、提供・発信します。選書を含む資料収集、データ装備、データベース管理などの情報事業の中心的機能はセンター横浜が担い、資料提供は3館で行います。

選書は、「情報ライブラリ資料収集方針及び選定・廃棄基準」に基づいて行います。

- (1) 男女共同参画の専門ライブラリとして資料を収集・提供

固定的な性別役割の払しょく、男女の経済格差の是正、ジェンダーに基づく差別と暴力の

根絶、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツの意識の浸透など、男女共同参画にかかわる課題解決に役立つ実用書を重点的に収集します。センター横浜では、女性のライフステージ全般から、生き方、こころとからだ、しごとなどの分野の資料を総合的に収集するほか、センター横浜南では若年女性、ひとり親、外国人女性等が抱える女性の課題解決に関する資料等、センター横浜北では、女性の就労、市民活動、子育て支援、女性の表現活動に関する資料、絵本等といった、各施設の事業と関連する図書資料を提供します。なお、3館で収集数は約880冊（図書）とし、貸出数70,000冊（図書、雑誌、視聴覚資料、ポスター）を目標数とします。

（2）情報リソースセンターとしてのライブラリ活用の促進

男女共同参画を推進するための広範な情報と資料を備えた情報ライブラリでは、通常のレファレンスサービスのほか、テーマや対象に応じた資料の活用促進をはかります。また、母子生活支援施設、コミュニティカフェ、病院等の近隣施設等に対し、図書のセット貸出事業「フォーラム文庫」を通じて、所蔵する図書の有効活用を図ります。資料の利用推進のため、3館巡回展示やテーマ別資料リストの作成、「新着図書ピックアップ」等の情報発信にも注力します。また、専門ライブラリの特徴を活かし、中・高校生や大学生に活用を促す出前講座や学校との連携を行うほか、学生等のレポート作成を相談できるライブラリコンシェルジュを配置します。

そのほか、小学生の保護者向けに、性教育に関する絵本を取り上げたブックトークも開催します。

2 調査研究・事業開発事業

（定款 第4条第1項第2号）

国の法改正や社会情勢の変化を踏まえつつ、男女共同参画社会の形成促進をめざすための今日的課題を明らかにすることを目的に、必要な調査研究を実施します。また、男女共同参画センターの各現場から見える課題と、社会課題に対応するための事業開発にも取り組みます。

（1）新たな社会課題の可視化と課題に向けて

センター横浜南では、2023年度に引き続き、若年層にとって男女共同参画センターがより身近な施設となるための事業や施設のありかたについて、ユース世代とともに事業を試行します。また、ジェンダー平等に関連したテーマでの寄付に関する勉強会を実施します。

本部事業企画課では、2年間にわたる「単身女性の住まいのヒアリング調査」結果を踏まえ、居住支援に関わる団体・企業等による勉強会を実施します。

3 広報啓発事業

(定款 第4条第1項第2号)

男女共同参画についての理解を広め、深めるために、ホームページやSNS、広報誌等の多様な媒体を用いて、市民に向けてわかりやすく発信します。また各種イベントやキャンペーンを3館で行うほか、地域、企業、大学等と連携することを積極的に進めます。

(1) 多様なメディアを通じて積極的な広報を展開

広報誌「フォーラム通信」、ホームページ、テーマ別サイト、SNS、ちらし等のツールを使い分け、さまざまな世代の市民に男女共同参画のメッセージを届けます。ホームページの改善やアクセス数向上のため、アクセス解析ツールを用いてユーザーの属性や行動を分析、把握します。

(2) 若年層を対象とした理系分野への興味・関心の促進

センター横浜、センター横浜南では、企業の協賛を得て小学生を対象に「女の子のための実験教室」を開催するほか、センター横浜北では、女子中・高校生を対象に「ウェブサイト作成講座」を開催します。

(3) 企業・事業所に向けた事業を展開

センター横浜では、ハラスメント対策セミナーを開催するほか、前年度に引き続き、センター横浜南では、男性管理職に向けた「女性と健康セミナー」、センター横浜北では、アンコンシャス・バイアスについてのセミナーを開催します。

本部事業企画課では企業等の法人向けメールマガジンを発信し、これらの事業を周知します。

(4) 地域や企業へのアウトリーチとして、職員を講師派遣

男女共同参画、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、地域防災と女性、女性の就労支援や大学のキャリア教育等、地域や企業からのニーズに応える講師派遣事業を継続し、3館及び本部で横断的に職員の講師養成に取り組みます。

(5) 支援者向けサポートグループ研修の試行

女性支援に関わる支援者を対象に、回復支援としてのサポートグループ運営のノウハウを伝える実践研修を実施します。

4 相談事業

(定款 第4条第1項第3号)

ジェンダー不平等に起因する市民の悩みを受け止め、相談者自身が解決する力を発揮できるよう、心とからだと生き方の相談、横浜市DV相談支援センター、男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度の3つの相談窓口の運営を行います。

電話相談は、センター横浜の「心とからだと生き方の電話相談」で対応します。また相談者の希望に応じて各センターで面接相談を実施します。

(1) 心とからだと生き方の総合相談

①電話と面接による個別相談

電話相談、面接相談ともに、固定的な性別役割や男女格差に起因する生きづらさを受け止め、相談者に寄り添い、相談者自らが課題を整理し、解決していくプロセスを支援します。個別相談は電話相談を入口とし、予約制で面接相談を実施し、必要に応じて弁護士や精神科医による相談を実施します。

②グループ型サポート～DVを体験した女性のためのサポートグループ

人や社会とのつながりを取り戻し、今後の生き方を考えるサポートグループを実施します。休止していた、性的な傷つきを体験した女性のためのセルフケアグループ「そよら」を再開します。

③自助グループ支援

同じ悩みを抱える当事者が経験や情報を分かち合う自助グループを公募し、3館でミーティングスペースや一時保育を提供します。

(2) 横浜市 DV 相談支援センター業務

こども青少年局こども家庭課及び 18 区福祉保健センターと連携し、横浜市 DV 相談支援センターの相談業務を担います。

(3) 男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度

「横浜市男女共同参画推進条例 10 条」に基づき、女性、男性、セクシュアル・マイノリティを理由とした差別等の人権侵害に関する相談、申出に対応します。

5 講座事業

(定款 第 4 条第 1 項第 4 号)

男女共同参画を推進するための学習・研修型の事業を 5 つのテーマ別の枠組みで展開します。

(1) 女性の就業支援事業

女性の経済的自立を支援する女性の就業支援事業を各センターの中核的事业と位置付け、対象層や目的に沿った事業を実施します。

センター横浜では、起業準備相談や起業家育成連続講座、各種セミナーにより、女性の起業を支援します。起業を目指す女性や女性起業家のコミュニティ形成を支援する勉強会&交流会を新規に開催します。また、企業で働く女性プレリーダー層にキャリアデザインプログラムを提供し、ネットワークづくりも目指します。就業に欠かせないスキルを身につける「女性のためのパソコン講座」を、年間を通じて実施します。

センター横浜南では、困難を抱える若年女性を対象に「ガールズ編しごと準備講座」と就労体験を実施します。また、新規参加者を開拓するため、関係機関や支援機関を対象に説明会を開催します。

センター横浜北は、3館の「女性としごと 応援デスク」の事務局としての業務を担うほか、協約目標達成に向けて、近隣施設への出張のミニセミナーを増やし、新たなテーマでのセミナーに取り組みます。

本部事業企画課では、横浜市からの受託事業（内閣府による地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付金事業、【横浜市】就職氷河期世代応援パッケージ）により、2023年度に引き続き非正規職シングル女性の就業支援を実施します。

（2）ワーク・ライフ・バランス支援事業

男女を対象に、ワーク・ライフ・バランス（WLB）を推進する事業を実施し、働きやすく暮らしやすい社会の実現をめざします。

センター横浜では、昨年度に引き続き、子育て中の男性による検討会を実施し、男性対象の事業やセンターの機能について意見や提案をもらう機会を設けます。また、子育て世代の地域活動を支援するため、活動場所として子どもの部屋の貸出を開始します。

センター横浜北では、働く男女の両立支援に向けたセミナーを実施するほか、男性の育児への関わりを入口とした語り場を新規に実施します。

そのほか、男女共同参画センター横浜と男女共同参画センター横浜北では、NPOと協働し、男性の育児参加を促す子育てひろばを開催します。

（3）心とからだのセルフケア事業

女性の生涯にわたる心身の健康づくりを支援する目的で事業を行います。腹圧性尿失禁や更年期症状など、女性特有の健康課題に対応する体操教室のほか、産後女性のためのプログラム等を3館で実施します。

（4）女性の暴力防止と被害者支援事業

女性に対するあらゆる形態の暴力をなくす啓発事業と、暴力被害を受けた女性の支援事業に取り組みます。

センター横浜では、女性が経済面を含めた生活設計を主体的に考えるための講座として「女性のための生活設計講座」を実施します。また、協会職員（相談員）による情報提供会として、「女性のためのミニ法律サロン」を新たに実施します。

センター横浜北では、性暴力防止をテーマとして、若年女性とともに性暴力防止キャンペーンを実施します。

センター横浜南では、性暴力やハラスメントが起こりそうな場面に居合わせたときに積極的に行動を起こすアクティブ・バイスタンダー（“行動する第三者”）を増やすための事業を新規に実施します。

センター横浜では、中学・高校生向けの「デートDV防止啓発出前講座」を実施し、フォローアップLINEを継続するほか、登録者への定期的な情報提供を行います。さらに、所管局と連携し、市内教職員向けにデートDVに関する研修動画を制作、提供します。

(5) 施設活性化事業

3館の施設活性化を目的とした事業を実施します。

センター横浜及びセンター横浜北では、調理・工作・工芸に活用できる設備を備えた生活工房の運営を通して、利用者どうしの活動交流を促し、市民の生活自立や夫婦・家族間での家事シェアなどについて、利用者に働きかけていきます。

また、センター横浜では、ホールの夜間利用の活性化策として、付帯設備であるグランドピアノを時間単位で利用できる「ピアノ・レッスンの夜」を実施します。

6 協働連携事業

(定款 第4条第1項第5号)

多様な主体と協働して事業を行い、男女共同参画を推進します。市民グループ等とのネットワーク形成事業として、市内のNPO・市民グループ等と男女共同参画の推進に資する企画を協働事業として実施します。

(1) 市民グループ等とのネットワーク形成事業

センター横浜、センター横浜北の2館において時代のニーズに合った男女共同参画の実現に資する事業企画（講座・ワークショップ）を地域のNPOや市民グループ等から公募し、外部専門家を交えた選考会で決定した事業を各館で実施します。

(2) 横浜市民ギャラリーあざみ野との協働事業

センター横浜北は、横浜市民ギャラリーあざみ野と連携して、「あざみ野サロン」を開催し、1回は「ジェンダーとアート」をテーマに女性アーティストによる表現活動に着目した企画をとりあげます。

また施設の利用促進や市民参加の機会提供として、アートフォーラム周年記念事業を開催します。

(3) 多様な主体との協働事業

行政機関、教育機関、市民団体、自治会町内会、PTA、地元企業等、さまざまなセクターとの連携をいっそう強化し、新たなニーズ把握と利用の働きかけを行います。

3館の一時保育事業は、事業参加者や施設利用者を対象とし、NPOとの協働により、安心・安全を第一に運営します。

センター横浜とセンター横浜北では、性的少数者の当事者や家族、支援者のための交流と情報交換の場「Friend SHIP よこはま」の開催について、横浜市、当事者団体に対し協力します。

センター横浜南では、無業女性の就労体験や社会参加体験事業の一環として、地場野菜・手しごと作品の販売を行う「フォーラム南太田マルシェ」を地域施設・機関と連携して実施します。

センター横浜北では、「地元の人・産物交流マルシェ」を通じて、北部方面で農を担う女性たちの農産品・加工品の販売機会を提供します。

7 男女共同参画推進施設管理運営事業

(定款 第4条第1項第6号)

施設管理面では、男女共同参画推進のための市民利用施設として施設自体がもつ総合的な機能を活用して、男女共同参画推進に関する主催事業を実施する場を安心・安全に提供するとともに、市民の主体的な活動を支援する場や交流の機会を提供します。

市民が安心・安全に利用できるように、指定管理者の業務の基準に定められる施設管理項目を遵守します。そのために、3館に導入されている「管理標準」をもとに、効率的に省エネルギー化を実現しつつ、常に快適で安心・安全な施設環境を利用者に提供できるよう、日々適切な施設管理を行い、計画的に小破修繕を行っていきます。

地震、台風やゲリラ豪雨などの荒天時は、利用者の安全を第一に捉えて施設利用・事業実施の判断を行うなど、危機管理対策に努め、利用者に迅速かつ丁寧に周知します。

また、3館ともに大災害時の帰宅困難者一時滞在施設として指定されており、センター横浜南は補充的避難場所にも指定されていることから、災害対応マニュアルを活用しての実践的な防災訓練を行い、いざというときに備えます。

センター横浜北では、横浜市民ギャラリーあざみ野との複合施設の主たる管理者として、(公財)横浜市芸術文化振興財団や建物管理委託会社との連携を通して、施設全体の現状と課題を共有し、利用者にとって安心・安全・快適な施設管理運営を行います。

協会本部は、男女共同参画センター横浜の一部(126.25㎡)を事務室として、横浜市から行政財産目的外使用許可を受けて使用しています。
なお、使用料(2024年度 2,939,748円※予定)は、全額免除となっています。

III その他事業

公益目的事業の会場として利用しない時間帯を活用し、施設を地域の活動拠点として有料で貸与する事業及び、自動販売機の設置などをセンター3館で行います。これらの事業で得た収益は、上記IIの公益目的事業の財源とします。

■ 各館の事業計画

1 男女共同参画センター横浜

<基本方針>

今期指定管理期間の最終年となる2024年度。社会全体でコロナ下を乗り越え、変化や工夫を重ねながらの5年間でした。今期をふりかえり、成果を多様なかたちで発信することを意識して、施設・事業の運営に取り組みます。とくに、新たな男女共同参画センターの利用層、パートナーとなりうる層へのアプローチは2024年度も取り組みます。

具体的には若年世代のジェンダー視点への気づき、学びにつながる事業、子育て世代の男性による男女共同参画センターの事業、機能への意見交換などをおして、新規企画や情報発信に努めます。「起業」「キャリアアップ」「再就職・キャリアチェンジ」と3本の就業支援事業については、参加者層・ニーズの分析や受講者の成果をいかした新たな連携企画を検討します。また、相談事業においては、コロナ下で中断していたサポートグループを2023年度につづき実施し、加えて、支援者向けの研修プログラムをあらたに行います。

施設・事業運営に係る経費面では、支出抑制に努めつつ、次期指定管理提案にもいかせるような増収策を試みます。

「経営ビジョン」に基づき、誰もが安心して集い、自分らしさを実感できる男女共同参画センターを具現化していくために、職員ひとりひとりが業務を通じて経験を積み、見識を広げ、豊かな人間力をもって利用者や事業と向き合うこと、男女共同参画センターのミッションに誇りをもって力を発揮できることを方針の根幹として運営します。

主な取組

- (1) 情報ライブラリにおける若年世代を対象とした「男女共同参画関連情報の活用をすすめる情報リソースセンター」事業の実施
- (2) 子育て世代の男性をメンバーとした「こんな男女共同参画センターが使いたい」を考える検討会の継続
- (3) 子育て世代の男女、親子を対象としたブックトーク「子どもへの性の話、どう伝える？」を実施【新規】
- (4) DV・性暴力被害者向けサポートグループの実施と支援者向け研修の試行
- (5) 女性起業家たまご塾の修了者調査の結果をいかした他機関との連携【新規】
- (6) センター横浜でのニーズをいかした応援デスク関連事業の連携先開拓【新規】

2 男女共同参画センター横浜南

<基本方針>

前年度に続き、「ユースフレンドリーな男女共同参画センター」を目指して、ユース世代とともにジェンダー平等について考え、行動します。また企業・団体の男性リーダー対象セミナーを開催し、女性の健康支援の重要性に関する理解を広げます。

第5次横浜市男女共同参画行動計画に基づき、困難を抱えた女性の自立支援として、公的支援が届きにくい若年無業女性、中高年シングル女性の支援に取り組みます。「女性としごと応援デスク」では、好評の「しごとと生活設計相談」やミニセミナーなど複数のメニューで、個別の事情に即したきめ細かい相談支援を行います。

財務基盤の安定化にむけて「ジェンダー平等を進めるための寄付に関する勉強会」を行います。年度前半にクラウドファンディングを行い、集まった寄付を原資とした若年無業女性の手当付き就労体験（カフェ実習）を後期に実施します。

新規に「アクティブバイスタンダー（行動する第三者）」関連ワークショップを開きます。言葉の意味を知り、職場、学校、地域活動等さまざまな場面におけるハラスメントや侵害行為に遭遇した際に自ら考え行動する人を増やしていくための第一歩とします。

施設管理においては、キャッシュレス決済を含む新予約システムの安定稼働に注力するとともに、施設の長寿命化に向けた点検や小破修繕を通じて利用者の安全を守り、快適な利用をサポートします。

主な取組

- (1) 「ユースフレンドリーな男女共同参画センター」にむけた事業の実施【継続・新規】
- (2) 働く女性の健康課題に関する知識を提供する男性管理職向けセミナーを開催【継続】
- (3) 「ガールズ編 しごと準備講座」、社会参加体験、就労体験事業の運営を継続実施
当事者に加え、関係機関・相談支援者向け説明会を開催
- (4) 「女性としごと応援デスク」事業の「しごとと生活設計相談」「キャリアカウンセリング」「ミニセミナー」を通じて、一人ひとりの悩みに寄り添う相談支援を提供
- (5) ジェンダー平等を進めるための寄付に関する勉強会を開催【新規】
- (6) アクティブバイスタンダー関連ワークショップの開催【新規】

3 男女共同参画センター横浜北

<基本方針>

第4期指定管理業務における第三者評価委員会や経営向上委員会での指摘事項を踏まえ、特に男性やユース向けの事業展開、時機を捉えた事業実施、多様な機関や主体との連携を重視して指定管理期間の最終年の事業実施に取り組みます。

「女性としごと 応援デスク」は、より多くの就職・転職希望の女性に必要なサービスが届くよう、近隣施設へのアウトリーチを増やし、オンライン相談の利用促進を行って運営します。

2023年度に実施した「男性向け事業検討会」の結果を活用し、子育て男性の語り場の開催を通して、令和の時代の父親のニーズをとらえ、男女共同参画推進の担い手としての巻き込み方などを模索します。また、アンコンシャス・バイアスやハラスメント防止をテーマとした企業向け研修に継続して取り組み、市内企業で働く人のジェンダー意識のアップデートに寄与します。

ユース向け事業では、4年目となる「女子中学生向けのウェブサイト作成講座」に、市内企業や専門学校の協力を得るとともに、新規事業として若年女性とともにつくる性暴力防止キャンペーンを実施します。

女性の生涯にわたる健康づくりの支援では、産後の不調や、乳がん・尿もれなど女性特有の健康課題の解決に資する体操プログラムを、引き続き提供します。

複合館である特徴を活かした、横浜市民ギャラリーあざみ野との共催事業「ジェンダーとアート」や「あざみ野サロン」での映画上映&トークを実施します。

施設管理運営面では、新予約システムの安定稼働とキャッシュレス対応の導入に取り組むほか、利用者の安心安全、快適な利用環境の維持に必要な施設点検と小破修繕を実行します。

主な取組

- (1) 「女性としごと 応援デスク」の運営
- (2) 子育て男性のための語り場の定期的な開催【新規】
- (3) 企業向け研修会の開催
- (4) 女子中高生の理系進路選択支援として、ウェブサイト作成講座を開催
- (5) 若年女性とともにつくる性暴力防止キャンペーンの実施【新規】
- (6) 産後の不調や尿もれ・乳がん等、女性の生涯にわたる健康課題に対応した体操講座を実施
- (7) 「ジェンダーとアート」「あざみ野サロン」等、横浜市民ギャラリーあざみ野との連携事業を継続

■ 協会本部の事業計画

<基本方針>

市との協約目標及び第5次行動計画の目標、第4期指定管理提案書で提案した新規事業の進捗状況を把握し、その達成に向けて、男女共同参画センター3館の取組をサポートします。センターの利用者属性や広報経路の把握を徹底するとともに、事業の成果や価値を重視した事業評価システムを構築し、2025年度から稼働できるよう準備を進めます。

調査研究・事業開発事業では、2021～2022年度に実施した「単身女性の住まいに関する調査」の結果をふまえ、居住支援に関わる団体・企業等による勉強会を実施し、女性の居住支援団体のネットワークを構築します。

男女共同参画週間や、女性に対する暴力をなくす運動期間等の時期には、男女共同参画センター3館と連携して、広報啓発キャンペーンを展開します。『フォーラム通信』を年2回発行し、協会ホームページを管理運営するとともに、広報力・発信力を強化するための職員研修を実施し、各テーマ別サイトやSNSの管理・発信をサポートします。データベースで法人・団体顧客情報を整備・管理し、法人向けメールマガジンを継続して発信します。

引き続き国の交付金を活用し、「就職氷河期世代非正規職シングル女性支援事業」として就活支援プログラムを実施します。

主な取組	
(1)	女性の居住支援に関わる団体・企業等による勉強会の実施
(2)	センター3館と連携した広報啓発キャンペーンの実施
(3)	フォーラム通信の発行（6月・1月、年2回）
(4)	協会ホームページの維持管理・運営、SNSの管理・発信の強化
(5)	法人・団体情報のデータベースの整備・管理、企業向け発信の強化
(6)	研修講師派遣事業の実施
(7)	就職氷河期世代非正規職シングル女性支援事業